

# 年金支給義務承継通知書

あなたが加入していた国民年金基金にかかる年金の支給義務を当連合会が承継いたしましたので通知いたします。

平成21年 6月29日

国民年金基金連合会

1. 加入していた国民年金基金の名称  
千葉県 国民年金基金
2. 加入期間(納付月数)  
平成15年 5月 1日～平成20年 3月 2日( 58 ヶ月)
3. 当連合会が支払義務の引継ぎを受けた日  
平成21年 6月29日
4. 基礎年金番号  
153-0009
5. 国民年金基金の加入員番号  
1200-000001-8

〒160-0032

東京都港区六本木六丁目1番21号

三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会



## 国民年金基金を途中で脱退された方へ

国民年金基金を途中で脱退された場合には、それまで国民年金基金に払い込まれた掛金やその利息(これを年金原資といいます。)を国民年金基金から国民年金基金連合会が引継いで管理することになっています。

「年金支給義務承継通知書」は、あなたが、国民年金基金を途中で脱退されたことに伴い、その年金原資と将来の年金等の支給義務を国民年金基金連合会が引継いだことを証明する書類ですので、年金手帳や国民年金基金の加入員証といっしょに大切に保管しておいていただくようお願いします。

なお、以下においては、あなたにぜひ知っていただきたいことをご説明してありますので、よくお読みいただくとともに、将来年金を受けるときのために保管しておいてください。

## 国民年金基金連合会とは

国民年金基金連合会は、全国の国民年金基金を途中で脱退された方に対し、将来の年金や遺族一時金をお支払いするために各国民年金基金の連合体として設立された公的な法人で、中途脱退された方に対する国民年金基金の年金の支給を一元的に行う、通算センターとしての機能をもっています。

料金後納  
郵便

475-0917

東京都千代田区六本木6-1-21

六本木6-1-21 六本木6-1-21

六本木6-1-21

年金 太郎

様



重要

000009

国民年金基金連合会

〒160-0032

東京都港区六本木六丁目1番21号

三井住友銀行六本木ビル

電話 03-5411-0211

URL www.npfa.or.jp/

おはがき用紙

おはがき用紙

## 途中で脱退された場合の取り扱い

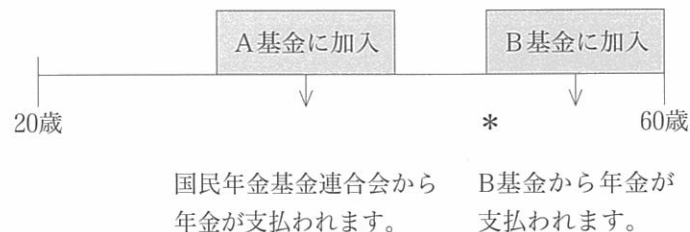
国民年金基金を途中で脱退された場合の取り扱いをいくつか実例をあげてご説明します。

### (1) A基金からB基金に加入を変更した場合

例えば、A県で国民年金基金に加入していた方が、B県に引越しB県の国民年金基金に加入した場合などです。

A基金は中途脱退、B基金は新規加入の扱いとなります。B基金からは新たな加入員証が交付されます。

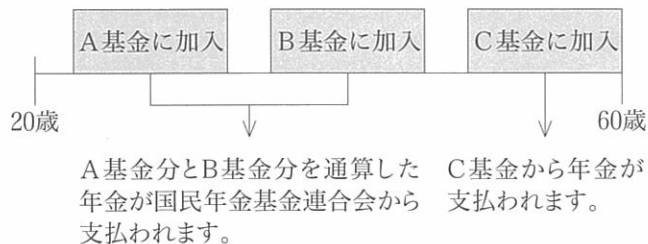
途中で脱退したA基金に払い込まれた年金原資はA基金から国民年金基金連合会に移管され、その分の年金や遺族一時金は将来、国民年金基金連合会からお支払いすることになります。



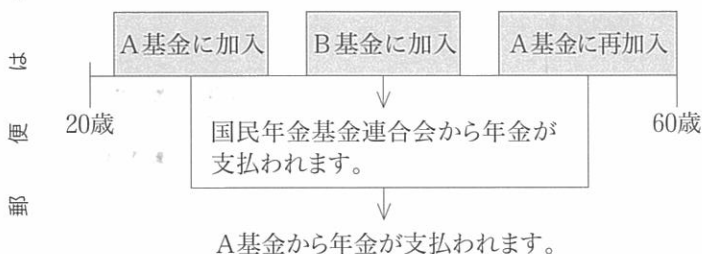
\* その国民年金基金に60歳になるまで加入された方や15年間以上加入された方は、中途脱退とはなりませんので、加入されていた国民年金基金から年金が支給されます。

### (2) 2回以上加入基金が変わった場合

この場合も、基本的には(1)と同様の扱いとなります。



(3) 以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるとき  
以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるときは(1)、(2)の場合とやや異なる取扱いとなります。



すなわち、この場合、国民年金基金連合会が引継いで管理していたA国民年金基金分の年金原資は、A国民年金基金にお返しすることになります。

したがって、将来の年金は、以前の加入分と併せてA国民年金基金から支払われることとなります。

なお、この場合のように以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるときは、その国民年金基金から交付されている加入員証の写しを加入申出書に添付して提出してください。

## 年金を受けることができる年齢

加入されていた年金の種類等	年金を受けることができる年齢
A型・B型・C型 I型・II型	65歳※
III型・IV型・V型	60歳

※国民年金の老齢基礎年金を65歳前に繰り上げ受給されている方は、繰り上げて受給したときから国民年金基金の一部が支給されますのでご連絡ください。

### 氏名、住所等の変更の連絡をお忘れなく

国民年金基金連合会では、お客様が上記の年金を受けることができる年齢になりましたら、請求手続きのご案内をお送りします。ご案内を確実にお届けするため、氏名や住所の変更があった際は、忘れずに下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、お亡くなりになったときには、ご遺族からご連絡ください。必要な手続きをご案内します。

ご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

〒160-0032 東京都港区六本木六丁目1番21号  
三井住友銀行六本木ビル  
国民年金基金連合会(電話03-5411-0211)